

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク熊谷銀座店

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百二十六番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 近隣住民への店舗の営業時間等についての周知、丁寧な対応をお願いし
ます。

・ 沿道利用するうえでの地元対策には万全を期してほしいと考えており
ますので、御配慮願います。特に開店まもなくは混雑が予想されますので
佐谷田線等の安全かつ円滑な通行環境の確保をお願いします。

・ 店舗周辺の道路が、市立熊谷東小学校及び市立富士見中学校の通学路にな
っているので、児童生徒の安全確保をお願いします。

・ 本件届出においては、「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル
の予測の結果及びその算出根拠」が付されているものの、住宅地が隣接して
いることから、操業の時間等騒音発生について十分な配慮をお願いします。
また、荷捌き車両停車中及び駐車場ではアイドリング・ストップを励行し、
発生苦情に対しては誠実に対応してください。

・ 廃棄物の排出抑制に一層取り組みられると共に、適正処理に努めてください。

二 縦覧期間

平成二十六年十月十七日から平成二十六年十一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター